

平成27年度 第1回

村上市国民健康保険運営協議会

議 案 書

平成27年5月21日

会場 村上市役所5階 第4会議室

平成27年度 第1回村上市国民健康保険運営協議会  
会 議 次 第

日 時 平成27年5月21日(木)  
午前10時から  
会 場 村上市役所5階 第4会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 出席委員数の報告
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 報 告
  - (1) 国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定(専決)について
  - (2) 国民健康保険条例の一部を改正する条例制定(専決)について
  - (3) 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(専決)について
  - (4) その他
- 6 その他

※次回協議会の開催予定は、8月20日(木)です。

また、8月6日(木)には国保連合会運営協議会委員研修会(朱鷺メッセ)が予定されています。詳細が決まり次第ご案内いたします。

## 報告（１）国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定（専決）について

### 改正（その１）

#### 【理由】

地方税の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 161 号）の公布（平成 27 年 3 月 31 日）に伴うもの。

#### 【内容】

- （１） 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を52万円（現行51万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円（現行16万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に引き上げる。（地方税法施行令の改正）
- （２） 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を26万円（現行24万5,000円）に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を47万円（現行45万円）に引き上げる。（地方税法施行令の改正）
- （３） その他文言の整理を行った（第14条）

### 改正（その２）

#### 【理由】

昨年 9 月議会で議決された村上市国民健康保険税の一部を改正する条例（平成 26 年村上市条例第 40 号）中、施行期日が一部改正されたため。

#### 【内容】

改正規定中、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限り、施行日を、平成 29 年 1 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日に改正するもの。

「別 記」

平成27年村上市条例第 号

村上市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

村上市国民健康保険税条例（平成20年村上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第11条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「450,000円」を「47万円」に改める。

第14条第2項中「減免を受けようとする理由」を「減免を受けようとする事由」に改め、同条第3項中「その理由」を「その事由」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の村上市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年村上市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のように改める。

（施行期日）

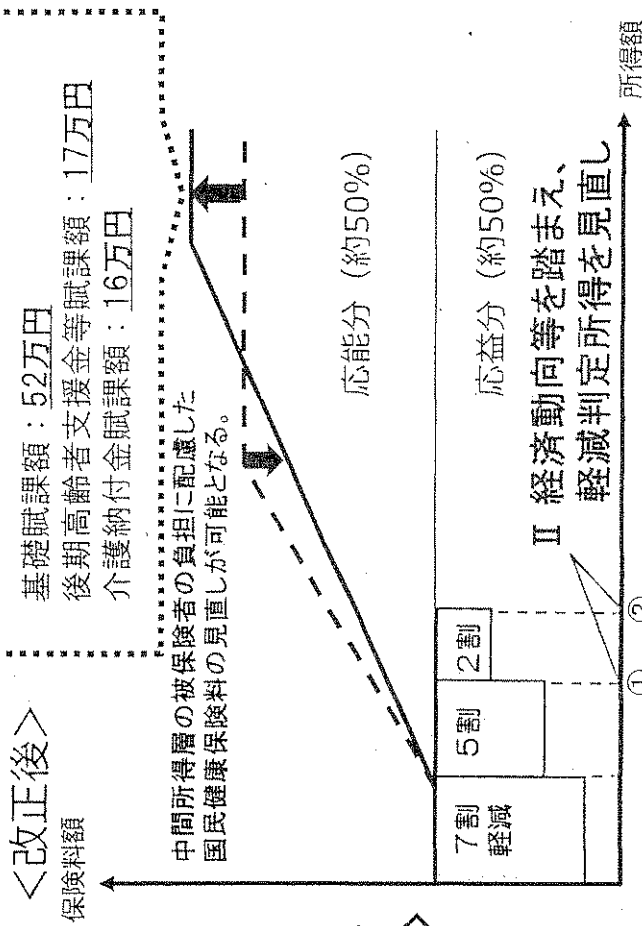
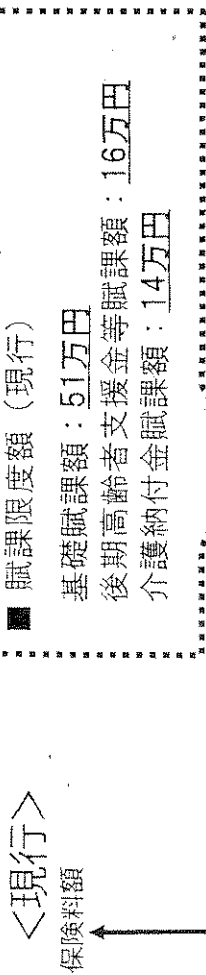
第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

# 国民健康保険料の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直し

## 改正概要

- I 国民健康保険料の賦課限度額を見直す。
  - II 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。
- ※ 国民健康保険税についても平成27年度税制改正において同様の改正を予定。

## 改正内容



- 軽減判定所得（現行）
- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
  - 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+24.5万円×(被保険者数\*)
  - 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+45万円×(被保険者数\*)

- 軽減判定所得（改正後）
- ① 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+26.0万円×(被保険者数\*)
  - ② 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+47万円×(被保険者数\*)
- \* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## 報告（２）国民健康保険条例の一部を改正する条例制定（専決）について

### 【理由】

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 71 号）の公布等に伴い条例参考例が示されたもの。

### 【内容】

村上市国民健康保険条例第 4 条で、引用元である診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の項番号を改正するもの

### 「別 記」

平成27年村上市条例第 号

村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例

村上市国民健康保険条例（平成20年村上市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「注 7」を「注 8」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

報告(3)平成26年度 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(専決)について

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
		千円	千円	千円	
1 国民健康保険税		1,413,074	△ 30,302	1,382,772	
	1 国民健康保険税	1,413,074	△ 30,302	1,382,772	一般現年度分13,753 退職現年度分△44,055
4 国庫支出金		1,716,026	△ 5,302	1,710,724	
	1 国庫負担金	1,215,497	△ 4,955	1,210,542	高額医療費共同事業負担金△4,955
	2 国庫補助金	500,529	△ 347	500,182	高齢者医療制度円滑運営事業補助金△400(皆減) 災害臨時特例補助金53
7 県支出金		374,005	△ 26,378	347,627	
	1 県負担金	47,619	△ 4,955	42,664	高額医療費共同事業負担金△4,955
	2 県補助金	326,386	△ 21,423	304,963	基準交付金△21,880、支援交付金457
8 共同事業交付金		918,117	△ 64,062	854,055	
	1 共同事業交付金	918,117	△ 64,062	854,055	高額医療費共同事業交付金△5,901 保険財政共同安定化事業交付金△58,161
10 繰入金		594,244	△ 148,548	445,696	
	2 基金繰入金	148,548	△ 148,548	0	国民健康保険給付準備基金取り崩しせず。
11 繰越金		79,812	128,592	208,404	
	1 繰越金	79,812	128,592	208,404	未計上額を全額計上
歳入合計(歳入全体の合計)		7,590,600	△ 146,000	7,444,600	

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
		千円	千円	千円	
1 総務費		120,301	△ 2,020	118,281	
	1 総務管理費	111,662	△ 400	111,262	通信運搬費
	2 徴税費	8,153	△ 1,620	6,533	電算業務委託料
2 保険給付費		5,055,036	△ 78,400	4,976,636	
	1 療養諸費	4,470,784	△ 78,400	4,392,384	一般被保険者療養給付費△48,400 退職被保険者等療養給付費△30,000
7 共同事業拠出金		905,249	△ 65,577	839,672	
	1 共同事業拠出金	905,249	△ 65,577	839,672	高額医療費拠出金△19,821 保険財政共同安定化事業拠出金△45,756
12 予備費		9,994	△ 3	9,991	
	1 予備費	9,994	△ 3	9,991	
歳出合計(歳出全体の合計)		7,590,600	△ 146,000	7,444,600	

合計には、今回補正していない数値を含んでいます。





# 参 考 资 料

平成27年5月21日  
村上市国民健康保険運営協議会



# 被 保 險 者 等 の 状 況

年次別世帯数・被保険者数

(各年度末現在)

年 度	全 市		国保加入		加入率		1世帯当		一般被保険者			退職被保険者等				国保加入年平均	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯数	被保険者	世帯数	被保険者	世帯数	被保険者	世帯数	被保険者	本人	扶養	構成比	世帯数	被保険者
	a	b	c	d	c/a	d/b	d/c	e	e/d	f	f/d	世帯数	被保険者	本人	扶養	f/d	世帯数
20	22,786	69,087	10,582	19,307	46.44%	27.95%	1.82	9,438	92.39%	1,144	1,469	1,206	263	7.61%	10,618	19,432	
21	22,797	68,325	10,387	18,814	45.56%	27.54%	1.81	9,390	93.27%	997	1,266	1,048	218	6.73%	10,387	18,815	
22	22,789	67,442	10,346	18,663	45.40%	27.67%	1.80	9,153	92.04%	1,193	1,486	1,291	195	7.96%	10,429	18,869	
23	22,801	66,613	10,268	18,244	45.03%	27.39%	1.78	8,988	90.78%	1,280	1,683	1,385	298	9.22%	10,347	18,560	
24	22,897	66,025	10,092	17,569	44.08%	26.61%	1.74	8,839	91.01%	1,253	1,580	1,309	271	8.99%	10,226	18,043	
25	22,982	65,190	9,717	16,636	42.28%	25.52%	1.71	8,639	91.96%	1,078	1,338	1,162	176	8.04%	9,935	17,171	
26	23,015	64,247	9,472	15,934	41.16%	24.80%	1.68	8,544	93.01%	928	1,114	989	125	6.99%	9,637	16,363	

年度別世帯数及び被保険者の得喪状況

区分 年度	年度平均世帯数		被保険数		増の内訳(人)										減の内訳(人)										異動届出書件数					
	増・減	年平均被保険数	増・減	年平均被保険数	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	計	取得届	喪失届	氏名変更	世帯変更	住所変更	世帯変更	計					
20	△	19,444	△	19,444	340	2,719	13	55	31	462	3,620	314	1,975	47	137	8,901	537	11,911	2,632	3,070	72	70	183	284	6,311					
21	△	19,218	△	19,218	330	2,324	22	43	0	850	3,569	318	1,896	80	120	720	927	4,061	2,999	3,533	78	67	121	295	7,093					
22	△	18,882	△	18,882	332	2,416	20	55	0	1,178	4,001	317	1,722	78	144	759	1,133	4,153	2,964	3,462	62	81	118	320	7,007					
23	△	18,595	△	18,595	329	2,428	21	55	1	1,251	4,085	263	2,001	80	125	698	1,337	4,504	3,161	3,724	81	86	100	307	7,459					
24	△	18,043	△	18,043	352	2,086	19	53	0	1,177	3,687	260	1,859	55	120	806	1,262	4,362	2,931	3,727	110	64	118	194	7,144					
25	△	17,171	△	17,171	304	1,905	25	57	0	1,092	3,383	231	1,968	53	149	711	1,204	4,316	2,697	3,573	81	63	97	130	6,641					
26	△	16,363	△	16,363	230	1,793	27	50	0	943	3,043	245	1,668	63	100	664	1,005	3,745	2,477	3,163	59	56	88	154	5,997					

年度別 国民健康保険税率の推移

年度	医					療					分				介護納付金分				後期高齢者支援金分				
	所得割	資産割	個人均等割	世帯平等割	賦課限度	所得割	個人均等割	世帯平等割	賦課限度	所得割	個人均等割	賦課限度	所得割	個人均等割	賦課限度	所得割	個人均等割	世帯平等割	賦課限度	所得割	個人均等割	世帯平等割	賦課限度
H20	6.50%	0.00%	20,000	18,000	470,000	1.80%	12,700	18,000	470,000	1.80%	12,700	90,000	2.00%	6,700	120,000	2.00%	6,700	4,700	120,000	2.00%	6,700	4,700	120,000
H21	6.50%	0.00%	20,000	18,000	470,000	1.80%	12,700	18,000	470,000	1.80%	12,700	100,000	2.00%	6,700	120,000	2.00%	6,700	4,700	120,000	2.00%	6,700	4,700	120,000
H22	6.50%	0.00%	20,000	18,000	500,000	1.80%	12,700	18,000	500,000	1.80%	12,700	100,000	2.50%	9,900	130,000	2.50%	9,900	0.00%	130,000	2.50%	9,900	0.00%	130,000
H23	7.50%	0.00%	26,000	12,400	510,000	2.20%	13,000	12,400	510,000	2.20%	13,000	120,000	2.50%	9,900	140,000	2.50%	9,900	0.00%	140,000	2.50%	9,900	0.00%	140,000
H24	7.50%	0.00%	26,000	12,400	510,000	2.20%	13,000	12,400	510,000	2.20%	13,000	120,000	2.50%	9,900	140,000	2.50%	9,900	0.00%	140,000	2.50%	9,900	0.00%	140,000
H25	7.50%	0.00%	26,000	12,400	510,000	2.20%	13,000	12,400	510,000	2.20%	13,000	140,000	2.50%	9,900	160,000	2.50%	9,900	0.00%	160,000	2.50%	9,900	0.00%	160,000
H26	7.50%	0.00%	26,000	12,400	510,000	2.20%	13,000	12,400	510,000	2.20%	13,000	160,000	2.50%	9,900	170,000	2.50%	9,900	0.00%	170,000	2.50%	9,900	0.00%	170,000
H27	7.50%	0.00%	26,000	12,400	520,000	2.20%	13,000	12,400	520,000	2.20%	13,000	160,000	2.50%	9,900	170,000	2.50%	9,900	0.00%	170,000	2.50%	9,900	0.00%	170,000

# 村上市

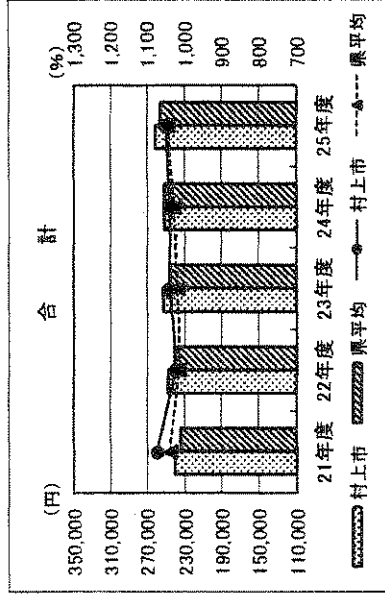
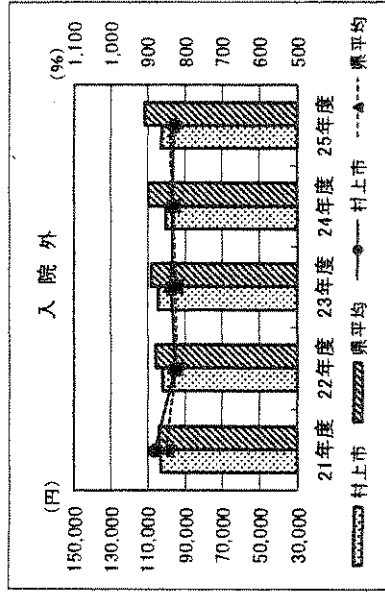
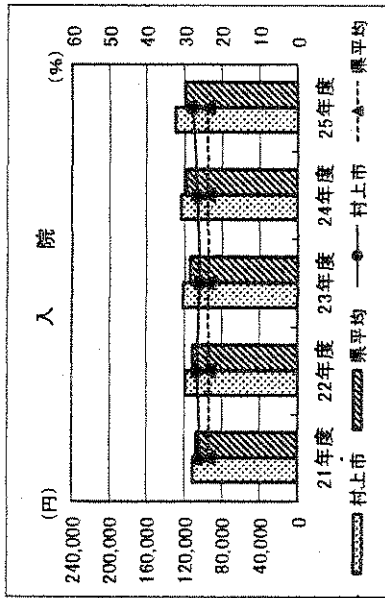
## I 村上市の状況

年度	1人当たり費用額															
	村上市					県平均					比較					
	入院	入院外	入院外+調剤	歯科	計	入院	入院外	入院外+調剤	歯科	計	入院	入院外	入院外+調剤	歯科	計	
	概保険者数															
21年度	18,815	111,696	103,091	169,344	26,348	241,135	107,141	104,055	161,473	23,461	234,657	4,555	-964	7,871	2,887	6,478
22年度	18,882	119,508	102,356	168,395	25,899	247,763	111,744	105,765	163,040	23,520	241,030	7,763	-3,409	5,356	2,379	6,733
23年度	18,595	121,785	104,362	175,703	26,958	253,105	114,339	107,969	168,925	23,830	246,138	7,446	-3,607	6,777	3,129	6,967
24年度	18,043	123,778	100,710	172,753	27,559	252,046	118,072	109,562	170,833	23,982	251,616	5,705	-8,852	1,920	3,577	430
25年度	17,171	130,534	102,814	180,574	27,914	261,263	119,753	111,941	176,598	24,473	256,167	10,782	-9,126	3,976	3,441	5,096

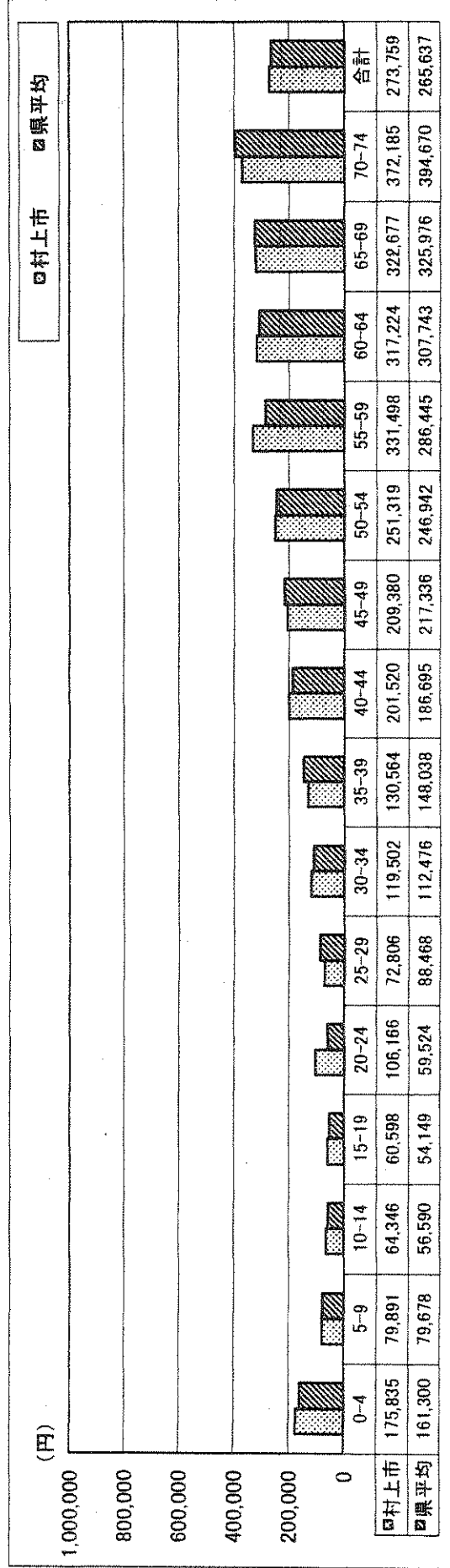
年度	受診率														
	村上市					県平均					比較				
	入院	入院外	入院外	歯科	計	入院	入院外	入院外	歯科	計	入院	入院外	入院外	歯科	計
	概保険者数														
21年度	18,815	25.68	877.86	167.66	1,071.20	23.38	850.31	166.30	1,039.99	2.30	27.55	1.36	31.21	31.21	
22年度	18,882	26.50	827.08	169.98	1,023.56	23.37	824.16	166.30	1,013.82	3.13	2.92	3.68	9.73	9.73	
23年度	18,595	25.81	835.91	175.51	1,037.24	23.55	823.94	170.07	1,017.56	2.26	11.98	5.44	19.68	19.68	
24年度	18,043	26.30	832.30	181.20	1,039.80	23.71	832.49	173.39	1,029.58	2.59	-0.19	7.81	10.22	10.22	
25年度	17,171	27.70	829.11	190.71	1,047.52	23.81	839.28	179.51	1,042.60	3.89	-10.17	11.20	4.93	4.93	

II 入院・入院外・合計の推移(1人当たり費用額・受診率)

【国保一般+退職】



III 平成25年度年齢階層別1人当たり費用額の比較(国民健康保険被保険者)



IV 県内における順位

指標	国保(一般+退職)	
	村上市	県平均
1 1人当たり費用額(円)	273,759	265,637
2 受診率(%)	1,057.25	1,048.47

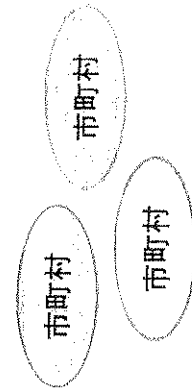
# 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の  
**国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化**

- ・給付費に必要な費用は、**金額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進**

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、  
 地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

## 【現行】市町村が個別に運営



（構造的な課題）

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

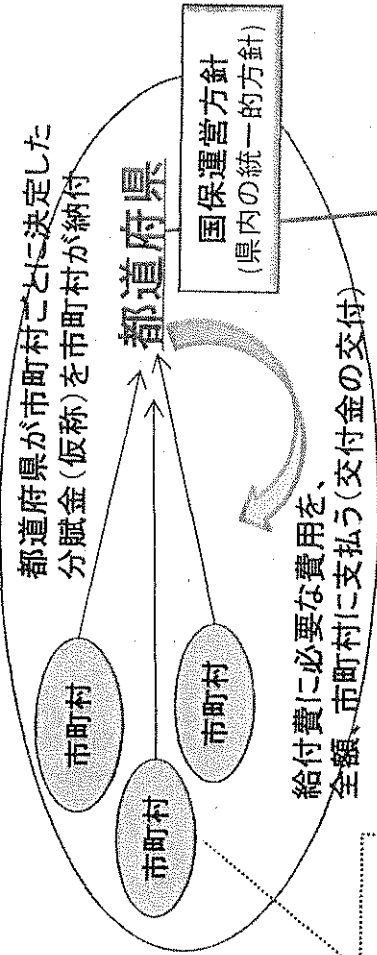
・国の財政支援の拡充  
 ・都道府県が、国保の運営に  
 中心的役割を果たす

- ・資格管理（被保険者証等の発行）
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

- ※被保険者証は都道府県名のもの
- ※保険料率は市町村ごとに決定
- ※事務の標準化、効率化、広域化を進める

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

## 【改革後】都道府県が財政運営責任を担う など中心的役割



給付費に必要な費用を、  
 金額、市町村に支払う（交付金の交付）

国保運営方針  
 （県内の統一の方針）

- ・財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- ・市町村ごとの分賦金を決定  
 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す



# 国保の財政運営、保険料の賦課・徴収の仕組み (イメージ)

※詳細は引き続き地方と協議

- 都道府県は、
  - ・ 医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの分賦金 (仮称) (※) の額を決定 (①)
  - ・ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
  - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 (②)
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、分賦金を納める。 (③)

